

千葉県警察犯罪手口資料取扱いに関する訓令
(平成16年12月27日 本部訓令第29号)

(概要)

この訓令は、犯罪手口資料の取扱いに関し、犯罪手口資料の作成、処理及び取扱い等について、必要な事項を定めたものである。